

## 第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

## 第2 監査の対象

総務局（工事）

（総務局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

## 第3 監査の着眼点

令和7年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようになり、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

### 1 共通の着眼点

#### (1) 設計について

設計基準等に基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているか等

#### (2) 積算について

積算基準等に基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているか等

#### (3) 施工について

設計図書どおり施工されているか等

#### (4) 檢査について

適正に検査が行われているか等

### 2 特に注意する着眼点

#### (1) 安全に配慮した施設の整備や維持管理が適切に行われているか

#### (2) 法令や約款に基づいた適切な事務処理が行われているか

## 第4 監査の実施内容

### 1 実施時期

令和7年2月5日から令和7年9月8日まで

## 2 実施方法

今回の監査では、総務局における令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	102	13	12.7	115	54	47.0
委託	26	10	38.5	138	78	56.5

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2位を四捨五入

## 第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

### 1 指摘

#### (1) 軽微な建設工事の契約について（その他）

建設業法（昭和24年法律第 100号）等によると、電気工事における建設業を営もうとする者は電気工事業の許可を受けなければならない。ただし、軽微な建設工事に該当する電気工事のみを請け負う場合は、電気工事の建設業許可を受けなくてもよいとされている。この軽微な建設工事に該当する電気工事とは、1件の請負代金の額が 500万円に満たない電気工事とされている。また、国土交通省の「建設業許可事務ガイドラインについて」によると、建設業者の本店又は支店等の一つでも電気工事の建設業許可を受けていれば、軽微な建設工事に該当する電気工事のみを請け負う場合には該当せず、許可を受けたところ以外では契約することはできないとされている。

「市政資料館閲覧室及び整理室照明LED化工事」では、軽微な建設工事に該当する電気工事を建設業者の支店と契約していた。その建設業者における電気工事の建設業許可の有無について、国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムにより確認したところ、当該支店では許可を受けておらず本店のみ許可を受けていた。したがって、当該支店とは当該工事について本来契約することはできなかった。

建設業の業種に該当する工事で軽微な建設工事については、契約しようとする建設業者の本店及び支店等における当該業種の建設業許可の有無を確認した上で、適正に契約されたい。

(市政資料館)

## (2) 廃棄物の処理について（その他）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）によると、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。また、建設工事が数次の請負によって行われる場合にあっては、当該建設工事の注文者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者（以下「元請業者」という。）を事業者とするとされている。

「市政資料館閲覧室及び整理室照明LED化工事」では、照明をLEDに更新する建設工事を行っていた。当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理について産業廃棄物管理票を確認したところ、下請業者が排出事業者として処理を行っており、元請業者である受注者が排出事業者となっていました。

廃棄物の処理が発生する工事を行う場合は、受注者が排出事業者として適正に廃棄物の処理を行うよう、受注者を指導されたい。

(市政資料館)

## 第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

## 第2 監査の対象

緑政土木局（工事）

（緑政土木局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

## 第3 監査の着眼点

令和7年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようになり、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

### 1 共通の着眼点

#### (1) 設計について

設計基準等に基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているか等

#### (2) 積算について

積算基準等に基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているか等

#### (3) 施工について

設計図書どおり施工されているか等

#### (4) 檢査について

適正に検査が行われているか等

### 2 特に注意する着眼点

#### (1) 安全や事故防止等に配慮した設計及び工事監理がされているか

#### (2) 施設の機能が果たせるよう適切な維持管理がされているか

## 第4 監査の実施内容

### 1 実施時期

令和7年2月5日から令和7年9月8日まで

## 2 実施方法

今回の監査では、緑政土木局における令和 5年 4月 1日から令和 7年 3月31日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	2,692	115	4.3	93,057	13,335	14.3
委託	2,020	27	1.3	17,845	1,896	10.6

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2位を四捨五入

## 第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たり、該当する事項のは正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

### 1 指摘

#### (1) 材料単価の見積り徴収について（積算）

緑政土木局土木工事における材料単価の取扱い要領（以下「要領」という。）によると、見積りを徴収して材料単価を決定する場合は、原則として 3社以上から見積りを徴収し、見積りの平均価格に対して異常値を排除した平均値を採用するとされている。また、見積りが 4社以上の場合は、異常値を排除した最頻度価格<sup>(注)</sup>を採用するが、データの性格によって最頻度価格が存在しない場合は、異常値を排除した平均値を採用するとされている。

「名城公園土壤汚染状況調査業務委託」始め 3件では、3社から徴収した見積書により設計書を構成する単価を採用し、設計価格を定めていた。見積書を確認したところ、3社から徴収した見積りのうち 2社以上に異常値があり、平

均値が算出できなかったにもかかわらず、追加で見積りを徴収していなかった。

見積りを徴収して材料単価を決定する場合は、要領に基づき適正な見積り徴収となるよう局内に周知されたい。

(緑地事業課、道路管理課、緑地維持課)

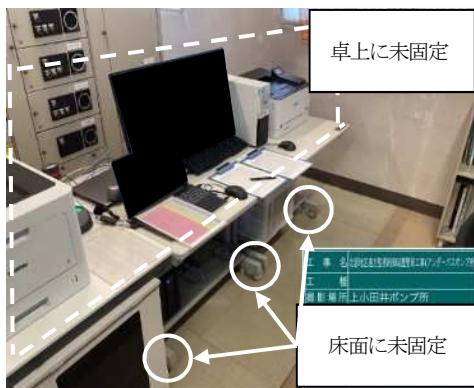
(注) 最頻度価格

一群の中で最も頻繁に現れる価格

## (2) 監視制御装置の耐震据付について（施工）

緑政土木局の電気通信設備工事共通仕様書（以下「仕様書」という。）によると、道路情報中枢局装置<sup>(注1)</sup>を、卓上に据付する場合は、地震時に移動または転倒等を防止するよう耐震用品等で固定し、卓の脚を床面にアングル等で固定するとされている。

「北部地区遠方監視制御装置更新工事（アンダーパスポンプ所）」では、上小田井ポンプ所及び荒子川ポンプ所遠方監視制御設備を更新する工事を行っていた。現地調査をしたところ、卓上にある監視制御装置<sup>(注2)</sup>が耐震用品等で固定されていなかった。また、卓の脚も床面に固定されていなかった。



卓上の監視制御装置や卓の脚が耐震固定されていない場合には、地震時に監視制御装置が転倒等するおそれがあることから、仕様書に基づく施工となるよう是正されたい。

(ポンプ施設管理事務所)

(注 1) 道路情報中枢局装置

道路水位等の情報を収集、処理及び伝達する装置であり、監視制御装置、電源設備及び通信回線等で構成される

(注 2) 監視制御装置

遠隔で機器の起動停止や、収集したデータ情報の表示及び記録等するものであり、プリンタや警報ランプも含む

## 第6 意見

### 技術職員の技術力向上への取り組みについて

緑政土木局においては、みち（道路）、かわ（河川）、みどり（公園、緑地、農業）等の適切な社会基盤を市民に提供し、市民生活、経済活動を支え続けることを使命としており、それらの整備・維持管理を行っていくためには、技術職員の育成が不可欠である。

今回の監査結果では、見積りを徴収して材料単価を決定する方法に誤りがあつたもの、装置等を耐震固定していないものが見受けられた。いずれの内容も緑政土木局で基準類を定めていながら、その内容を職員が正しく理解していないことが発生した原因であると考えられる。

これまでも、各課ごとに主催している研修や配属先での実務から基準類を学ぶ機会はあった。一方、民間活力の活用などにより、行政の効率化・スリム化が進み人員が減少するとともに現場経験の場も減り、さらには経験豊富なベテラン職員の退職等もあって、技術の伝承が難しくなっている。また、市民ニーズの多様化や発注・入札事務の複雑化・高度化などもあり、技術職員が現場を経験する時間を以前のようには取れなくなってきたことから、人材育成の新たな仕組みの構築が望まれていた。

緑政土木局においては、令和7年度からテクニカルセンターを開講し、これまで各課ごとに主催していた研修の集約を行い、局の基準類のみならず各種法令、国等の基準類を加えて体系化するとともに現場研修も取り入れ、人材育成やキャリアアップの視点から技術職員一人ひとりに適時適切な研修の機会を与えることで、組織的に技術職員の技術力向上に取り組んでいる。さらに、緑政土木局以外の技術職員に対しても、それぞれのニーズを汲み取った効果的な研修を行っていくことを検討している。

緑政土木局においては、適切な社会基盤の整備・維持管理を行っていくためにも、テクニカルセンターを十分に活用し、本市全体の技術職員の技術力向上に一層努められたい。